

## 江戸川学園 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標：全教職員の1人当たりの残業時間を月平均20時間以内とする

取組内容：令和5年4月～ ノー残業デーや定時退社の呼びかけをする  
令和6年4月～ 業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う

目 標 管理職（課長級以上）に占める女性割合を20%以上にする

取組内容 令和5年4月～ 次世代の管理職候補としての係長、課長補佐への女性登  
用  
令和7年4月～ 管理職候補者への育成研修を行う